

令和5年度 ダイオキシン類調査結果について

1. 浸出水処理施設を設置している最終処分場

埋立処分は終了しているものの、廃止の確認を受けていない一般廃棄物の最終処分場のうち、浸出水処理施設を設置している最終処分場のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

調査対象 (単位:pg-TEQ/L)	最終処分場名称					基準値 (pg-TEQ/L)
	古都南方	山田	松ヶ鼻	正儀	浅越	
試料採取日	9月14日	9月13日	9月13日	9月15日	9月14日	—
放流水	0.000069	0	0.50	0.0005	0	10
モニタリング井戸(上流)	0.085	0.14	0.076	0.077	0.080	1
モニタリング井戸(下流)	0.16	0.11	0.082	0.077	0.13	1
地下水集排水設備	—	—	0.060	—	0.063	1

※ 放流水の毒性等量は、検出下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。

※ モニタリング井戸及び地下水集排水設備の毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

2. 浸出水処理施設を設置していない最終処分場

埋立処分は終了しているものの、廃止の確認を受けていない一般廃棄物の最終処分場のうち、保有水等を公共用水域へ排水していない最終処分場の保有水等のダイオキシン類調査結果は以下のとおりです。(保有水等は浸出水処理施設を設置している処分場へ搬出し処理しています。)

調査対象 (単位:pg-TEQ/L)	最終処分場名称				基準値 (pg-TEQ/L)	
	高松田中		東畦	西畦		瀬戸町
試料採取日	9月13日		9月15日	9月15日	10月19日 10月26日	—
保有水等	ピット水(東) 0.0048	ピット水(西) 0.0012	0	0	0.20	10
モニタリング井戸(上流)	—	—	—	—	—	1
モニタリング井戸(下流)	—	—	—	—	0.029	1

※ 放流水の毒性等量は、検出下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。

※ モニタリング井戸及び地下水集排水設備の毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

基準値

放流水及び保有水等はダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府令・厚生省令第2号)において定められた値。モニタリング井戸及び地下水集排水設備はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の大気汚染、水質の汚濁(水質の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

毒性等量(TEQ)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)を1として換算して合計したもの。なお、単位で用いられる pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム。

令和4年度 ダイオキシン類調査結果について

1. 浸出水処理施設を設置している最終処分場

埋立処分は終了しているものの、廃止の確認を受けていない一般廃棄物の最終処分場のうち、浸出水処理施設を設置している最終処分場のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

調査対象 (単位:pg-TEQ/L)	最終処分場名称					基準値 (pg-TEQ/L)
	古都南方	山田	松ヶ鼻	正儀	浅越	
試料採取日	9月15日	9月14日	9月14日	9月16日	9月15日	—
放流水	0.090	0	0	0.00050	0	10
モニタリング井戸(上流)	0.078	0.11	0.079	0.076	0.080	1
モニタリング井戸(下流)	0.31	0.089	0.077	0.079	0.095	1
地下水集排水設備	—	—	0.083	—	0.087	1

※ 放流水の毒性等量は、検出下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。

※ モニタリング井戸及び地下水集排水設備の毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

2. 浸出水処理施設を設置していない最終処分場

埋立処分は終了しているものの、廃止の確認を受けていない一般廃棄物の最終処分場のうち、保有水等を公共用水域へ排水していない最終処分場の保有水等のダイオキシン類調査結果は以下のとおりです。(保有水等は浸出水処理施設を設置している処分場へ搬出し処理しています。)

調査対象 (単位:pg-TEQ/L)	最終処分場名称				基準値 (pg-TEQ/L)
	高松田中		東畦	西畦	
試料採取日	9月14日		9月16日	9月16日	—
保有水等	ピット水(東) 0.0046	ピット水(西) 0.0013	0	0	0.071
モニタリング井戸(上流)	—	—	—	—	1
モニタリング井戸(下流)	—	—	—	0.0028	1

※ 放流水の毒性等量は、検出下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。

※ モニタリング井戸及び地下水集排水設備の毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

基準値

放流水及び保有水等はダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府令・厚生省令第2号)において定められた値。モニタリング井戸及び地下水集排水設備はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

毒性等量(TEQ)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)を1として換算して合計したもの。なお、単位で用いられる pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム。

令和3年度 ダイオキシン類調査結果について

1. 浸出水処理施設を設置している最終処分場

埋立処分は終了しているものの、廃止の確認を受けていない一般廃棄物の最終処分場のうち、浸出水処理施設を設置している最終処分場のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

調査対象 (単位:pg-TEQ/L)	最終処分場名称					基準値 (pg-TEQ/L)
	古都南方	山田	松ヶ鼻	正儀	浅越	
試料採取日	9月30日	9月29日	9月29日	10月1日	9月30日	—
放流水	0	0.00011	0.50	0.00067	0	10
モニタリング井戸(上流)	0.085	0.15	0.082	0.080	0.082	1
モニタリング井戸(下流)	0.12	0.17	0.081	0.080	0.091	1
地下水集排水設備	—	—	0.073	—	0.077	1

※ 放流水の毒性等量は、検出下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。

※ モニタリング井戸及び地下水集排水設備の毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

2. 浸出水処理施設を設置していない最終処分場

埋立処分は終了しているものの、廃止の確認を受けていない一般廃棄物の最終処分場のうち、保有水等を公共用水域へ排水していない最終処分場の保有水等のダイオキシン類調査結果は以下のとおりです。(保有水等は浸出水処理施設を設置している処分場へ搬出し処理しています。)

調査対象 (単位:pg-TEQ/L)	最終処分場名称				基準値 (pg-TEQ/L)
	高松田中		東畦	西畦	
試料採取日	9月29日		10月1日	10月1日	—
保有水等	ピット水(東)	ピット水(西)			
	1.3	0.57	0.014	0	1.4
モニタリング井戸(上流)	—		—	—	—
モニタリング井戸(下流)	—		—	—	0.11

※ 放流水の毒性等量は、検出下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。

※ モニタリング井戸及び地下水集排水設備の毒性等量は、検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い、検出下限未満の実測濃度は検出下限の1/2の値を用いて算出した値である。

基準値

放流水及び保有水等はダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府令・厚生省令第2号)において定められた値。モニタリング井戸及び地下水集排水設備はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

毒性等量(TEQ)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)を1として換算して合計したもの。なお、単位で用いられる pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム。